



志摩市選挙管理委員会告示第43号

令和8年10月4日執行の志摩市南張財産区議会議員選挙における選挙運動のために従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 9 日

志摩市選挙管理委員会委員長 谷 崎 充



1. 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料 （食事料2食分を含む。）1夜につき23,000円
 - (5) 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
 - (6) 茶菓料 1日につき1,000円
2. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の最高額
 - (1) 基本日額 10,000円
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
3. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額
 - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 1の(1)、(2)、(3)に掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円